

議案第56号

静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「31,600円」を「32,900円」に改め、同項第2号中「41,000円」を「42,800円」に改め、同項第3号中「47,400円」を「49,400円」に改め、同項第4号中「56,800円」を「59,300円」に改め、同項第5号中「63,200円」を「65,900円」に改め、同項第6号中「75,800円」を「79,000円」に改め、同号ア中「合計所得金額（）」の次に「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」を加え、同項第7号中「82,100円」を「85,600円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「94,800円」を「98,800円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「107,400円」を「112,000円」に改め、同項第10号中「126,400円」を「131,800円」に改め、同項第11号中「142,200円」を「148,200円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「28,400円」を「29,600円」に改める。

附則第16項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条の規定は、平成30年度以後の年度分の

保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。